

鳥取県告示第611号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年9月5日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

| 氏名（名称及び代表者の氏名） | 住所（主たる事務所の所在地） | 居宅サービス事業を行う事業所の名称 | 居宅サービス事業を行う事業所の所在地 | 居宅サービスの種類 | 指定年月日 |
|--|----------------|---------------------------------|--------------------|-----------|-----------|
| 特定非営利活動法人笑風情の会 デイサービスセンター桃の花 理事長 森本将広 | 鳥取市下砂見 529 | 特定非営利活動法人笑風情の会 デイサービスセンター桃の花 | 鳥取市下砂見 529 | 通所介護 | 平成20年9月1日 |